

(有) A U テクノサービス 分析・評価・調査受託約款

目的

第1条

本約款は、有限会社 A U テクノサービス（以下 A U テクノという）が委託者から受託する分析・評価・調査（以下業務という）を遂行するために必要な委託者と A U テクノとの間の基本的な合意事項です。

適用

第2条

委託者及び A U テクノは個別委託契約によるほか、本約款に従って契約を履行するものといたします。

2. 前項の場合において、個別委託契約の定めが本約款の定めと相違するときは、その部分に限り、本約款の規定は、適用除外されまたは修正されたものとみなします。

個別委託契約

第3条

委託者が A U テクノに業務を委託するときは、A U テクノによる見積書に基づき、依頼書を作成し、これを A U テクノに交付します。

2. 業務に関する委託者と A U テクノとの同の個別委託契約は蔚項の依頼書か A U テクノに交付され、A U テクノがこれを承諾したときに成立します。

委託料

第4条

見積書に記載した見積金額は見積書に記載した見積有効期限まで有効とします。

委託料の支払い

第5条

委託料は、原則として、業務の結果を提供した後に、見積書における支払い請求手続および支払い条件に従い支払われるものとします。

秘密保持

第6条

A Uテクノは、業務の実施に必要と委託者が考える範囲内において、委託者がA Uテクノに提供・開示した試料および当該試料に関する技術情報および業務の結果、ならびにその他業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報（以下総称して「秘密情報」という）について、委託者の書類による事前同意なしに、これらを第三者に開示または、漏洩しないとともに、業務遂行以外の目的には使用しないものとします。但し、次の各号の一つに該当する情輯についてはこの限りではありません。

- (1) 委託者から提供または開示を受ける前に既にA Uテクノが知っていた情報。
- (2) 委託者から提供または開示を受ける前に既に公知となっていたか、または提供もしくは開示後にA Uテクノの責めによらず公知となった情報。
- (3) 委託者から提供または開示を受けた後、A Uテクノが正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報。

2. 前項の規定にかかわらず、A Uテクノが業務の全部または一部を第三者に再委託するときには、A Uテクノは秘密情報を当該再委託先に開示できるものとします。但し、A Uテクノは当該再委託に対して、A Uテクノが前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。

3. 本条の各規定は、業務報告書提出後5年経過するまで有効とします。

結果報告

第7条

A Uテクノは、原則として、委託者と協議して定められた期間内に業務の結果を委託者に報告します。

2. A Uテクノは別段の定めのない限り、業務報告書の写を業務報告書提出後1年間保蔵します。

試料の返却

第8条

A Uテクノは個別委託契約で定められた業務遂行に必要な試料を、業務の終了後は速やかに委託者に返却します。但し、予め両者間で処分方法を取り決めた場合は、その方法によるものとします。

免責

第9条

A Uは天災地変その他A Uテクノの責に帰する事のできない事由により業務の遂行が困難になったときは、これより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものといたします。

2. 委託者が業務の結果を利用することにより生じた損害については、A Uテクノは一切責任を負いません。

3. A Uテクノの業務の方法に過失があったと認められるときは、A Uテクノは委託者と協議の上に掲げるいずれかの方法により賠償いたします。

(1) A Uテクノの費用負担により、依頼された業務を再実施いたします。

(2) 委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償いたします。

4. A Uテクノは業務の結果が第三者の工業所有権に抵触しないことを保証しません。

契約の解約

第10条

委託者およびA Uテクノは、やむを得ない事情によって個別委託契約の履行が困難な事態が生じたときは、個別委託契約を変更または解約することができます。

協議

第11条

本約款に定めのない事項または本約款の各条項に関して疑義が生じた場合には、両者誠意をもって協議の上決定することとします。

以上